

# 「アスファルト混合物事前審査制度」 審査機関の公募公告

## 1. 公募概要

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を審査機関が事前に審査認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度である。

本制度の運用により発注者、施工者およびアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省略化ならびにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的としている。

本公告は、沖縄総合事務局開発建設部長が「アスファルト混合物事前審査制度」の適正な運用を図るため、審査機関の公募を行うものである。

## 2. 実施予定期間

本制度による審査機関の指定期間は、以下のとおり予定している。

### 【指定期間】

令和3年4月1日～令和7年3月31日【4年間】

## 3. 公募にあたっての資格要件

技術提案書の提出者は、（1）に掲げる資格を満たしている単体企業又は（2）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

### （1）単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 参加表明書の提出期限日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、沖縄総合事務局発注建設コンサルタント業務等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 沖縄県内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- ⑥ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

### （2）設計共同体

- ① 3.（1）に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- ② 各構成員は実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。
- ③ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。但し、構成員の数は3社までとする。

- ④ 共同企業体については、出資比率、構成員、構成員により決定した代表者を明示した書類（書式自由）を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を選定者へ提出しなければならない。（提出しない場合は指定しない）
- ⑤ 単体企業については、重複申請は認めない。（上記（１）①～⑤の単体企業と（２）①～④の共同企業体として重複した申請、また複数の共同企業体の構成員となること）
- （３）次に掲げる資格のいずれかを有し、かつ２）の業務実績のいずれかを有する配置予定管理技術者を、業務全般の統括を行う者として、指定期間中１名配置できること。
- １）管理技術者の資格要件
- ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門）
  - ・博士（工学）
  - ・一級土木施工管理技士
  - ・一級舗装施工管理技術者
  - ・土木学会特別上級、上級者又は一級技術者
  - ・公共工事品質確保技術者
  - ・公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質技術者（Ⅱ）の資格を有する者
  - ・RCCM
- ２）配置予定管理技術者に関する要件
- 下記に示す、同種又は類似業務のいずれかの実務経験を有すること。
- ①アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において管理責任者としての実務経験を３年以上有する者。（同種）
- ②アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査員としての実務経験を３年以上有する者。（類似）
- ③アスファルトの混合所の製造・品質管理の実務経験または舗装工事の実務経験を１０年以上有する者。（類似）

#### ４．本公告の問い合わせ先、公募要項交付及び申請書類提出先

（１）問い合わせ先及び公募担当部署

〒９００－０００６

（住所）那覇市おもろまち２丁目１番１号

内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課 新技術係（担当係）

TEL：０９８－８６６－００３１（代表） 内線 （３３７１・３２７１）

FAX：０９８－８６１－９９１４

（２）公募要項交付

上記（１）担当部署において交付する。

（３）公募要項交付期間

令和２年１２月２２日（火）から令和３年１月１９日（火）までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日（火）～１月３日（日））を除く毎日、９時００分から１７時００分まで

（４）申請書類の提出等

１）提出先

４．（１）に同じ。

２）提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送（配達記録の残るもの）に限る。

3) 提出期間

令和2年12月22日（火）9時00分から令和3年1月19日（火）  
17時まで

5. 選定者の決定方法

選定者の決定方法については、公募要項に示す評価項目（①配置予定管理技術者の資格及び専門技術力 ②実施方針 ③技術提案）及び評価方法に基づいて評価を行い決定する。

6. 審査機関の指定

本制度の公募の審査結果において、選定者を本制度の審査機関として指定する予定である。

7. その他

本制度の審査機関公募に係わる詳細は、公募要項による。

令和2年12月22日

沖縄総合事務局開発建設部長 中島 洋